

電子的診療情報連携体制整備加算 2 算定について

当院は、電子的診療情報連携体制整備加算 2 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

1. オンライン請求を行っています。
2. 算定した診療報酬の区分、項目名、点数または金額を記載した明細書を、患者さまに無料で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
4. オンライン資格確認等により取得した診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を活用して診療を行っています。
5. マイナンバーカード利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
6. 電子処方箋を発行する体制、または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を整備しています。
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内掲示およびホームページ掲載を行っています

吉田方クリニック 院長